

栃木県障害者社会参加支援事業 「助成の要件」

項 目	要 件 等
対 象 者	障害者団体等（障害者及びその介護者、障害者の社会参加活動の支援を目的に掲げ、県域又は広域的に活動している団体等）で、年間を通じた活動の実績を有する者とします
対 象 事 業	次に掲げる社会参加活動とします (1) 各種講習会及び研修会 (2) スポーツ及びレクリエーション (3) 機能回復訓練 (4) 社会見学 等
利 用 人 員	10名以上（原則として半数以上が障害者）とします
利用回数等	1 障害者団体等につき、原則3回までとします 助成台数は、原則として1回につき2台分までとし、1回の助成は2日分までとします
助成対象額	バス借上げにかかる経費（車両賃借料と燃料費）の2分の1以内とし、1日1台に当たり25,000円を限度とします <u>※予算の範囲内で助成金の交付額を決定します。</u> 駐車料金・有料道路通行料・運転手昼食代及び宿泊代等は対象になりません
対象外事業	次の事業については、助成対象にはなりません (1) 県、市町等から別途旅費・燃料費等の経費が助成されている事業 (2) 診療報酬、自立支援給付費、介護報酬等の支払いを受けて実施する事業 (3) 特別支援学校等が実施する学校行事 (4) 市町域で活動する障害者団体等が実施する事業
その他	事業の実施日に、出発地又は目的地が、新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置地域となった場合には、利用することができません。